

古民家と桜

広まりつつある古民家再生の動きが、歴史的文化価値を理解した慈しみのあるもの しかし、多くは、食事処、コーヒー ーショップ、 土産物屋に改築さ れ、植栽は、伐採されて駐車場に変身している。嘆かわしく悲しい。 似つかわしい桜が、昨日、満開になった。 福井大海 弁護士

されていました。

意後見受任者を加え、死後事務受任者 望した通り、死亡届出資格者として任 たたき台」の中で、前回会議で私が要 は「戸籍法の改正に関する中間試案の

についても検討していくと、明確に記

古民家に最も

2018年 4月号 第260号

ものを変えようとしているのです。 すシステムの活動が、日本の法律その 決着する公算が大きくなりました。り りすシステムにとって最高の形で

亡届出義務者および資格者に係る事情

がりすシステムの法務担当として「死 議会の第4回戸籍法部会において、 となる改正要綱を取りまとめる法制審

私

大臣の諮問機関として法律改正の原案

本年 (2018年) 2月9

Ĕ

乃

説明と要望」というタイトルで、参考

人として審議会で説明する機会を与え

混乱を招く恐れがあります。 簡単に届出できてしまったら、 届とは、人間の終期を決定づけ、相続 の開始原因になるのですから、 る義務のある人(届出義務者)と、届 戸籍法第87条には、死亡届出人にな 人になることができる人(届出資格 が厳格に定められています。死亡 社会的 誰でも

向へ急展開しました。 判しに行ったところ、事態は思わぬ方 的な対策を求めて法務省民事局に直談 れでも誰もいなければ、役所に緊急避 族を探し出して頼らざるを得ない、そ けたくないという意識の高いりすシス 難的対応を迫らなければなりません。 当する人がいなければ、やむを得ず親 ステムが死亡届出人になれない現状の **法制度では、もし他に死亡届出人に該 アム利用者の皆さんにとって、りすシ** そこでりすシステムとしては、 方で、親族に頼らない、迷惑をか 具体

籍法における死亡届出資格者拡充へ NPOりすシステム 黒澤 史津

実な課題である「誰が死亡届出人にな りすシステムの死後事務において切

るか」という問題が、戸籍法改正とい

られたのです。

その結果、1ケ月後の第5回会議で

戸籍法の改正は2019年通常国会

るとのことですので、 際の公式の議事録は、 して皆さんにお届けする予定です。 りす倶楽部別冊と 近日中に公表され

4回会議で参考人として意見陳述をした て見守っていこうではありませんか。 いく、そんな様子を戸籍法改正に重ね の法律を、そして社会の意識を変えて ステムの活動が変革の力となって日本 に提出されるそうです。私たちりすシ (りすシステムが法制審議会戸籍法部会第

1

連載コラム

※暮らしの中の法律 〈第七回〉

弁護士 長谷川 範子

後見に関するお話

先日、私の元依頼者Aさんの訃報が届きました。約半年前にAさんのお姉さんの自筆証書遺言の検認手続きをお手伝いしていたことから、あまりに急な出来事に驚きつい、それ以上に感心したのはAさんが自筆の、それ以上に感心したのはAさんが自筆家裁で検認を受けること。その際には長谷家裁で検認を受けること。その際には長谷のた。「さすがAさん、完璧な終活!」とした。「さすがAさん、完璧な終活!」とした。「さすがAさん、完璧な終活!」といて冥福をお祈りしました。

に扱われるか具体的なイメージが明確で、きを見ていらしたので、遺言書がどのようAさんは、お姉さんの遺言書の検認手続

自身の遺言書をどうしてほしいのかも的確に遺すことが出来たのだと思います。具体的なイメージを持って物事に臨むことは将来への不安を減らし、物心ともに自由な活動範囲を広めるものと思われますが、Aさんも遺言書の扱いについて安心して旅立たれたことでしょう。

さて、何事にも具体的なイメージを持つさしょうか。

を交えながらご説明したいと思います。 助けとなるよう、Q&A形式でエピソードについて、皆さんの頭の中の霧が晴れる手

Q1 成年後見制度とはどんな制度です

か?

補助の3つの種類があります。 しまっている人が利用できる法定後見制度の2 して事前に契約しておく任意後見制度の2 して事前に契約しておく任意後見制度の2 を、元気な時に将来の認知症等への備えと と、元気な時に将来の認知症等への備えと

Q2 後見人等の選任が必要なときとは

切する必要が生じた場合のほか、施設入居性に生じた場合、認知症の「本人」が自宅を売せじた場合、認知症の「本人」がほかの法定

場合などです。
に、銀行手続きができなくなってしまった
に、銀行手続きができなくなってしまった

は何ですか? Q3 法定後見制度と任意後見制度の違い

です。

です。

本人の判断能力が不十分になったとき裁判所で任意後見監督人選任の申立てをして、家庭任意後見監督人選任の申立てをして、家庭

任意後見契約は、任意後見人として本人とができ、内容も自由に定めることができとができ、内容も自由に定めることができとができ、内容も自由に定めることができとができ、内容も自由に定めることができるので、家庭裁判所主導の法定後見契約は、任意後見人として本人

いうことができるでしょう。

りすシステムではご存知のとおり、生前契約三点セットの一つとして任意後見契約を対しては、どうしても本人の意思よが組み込まれているので、将来の判断力低が組み込まれているので、将来の判断力低が、任意後見では、どうしても本人の意思よが、任意後見では事前に任意後見受任者にが、任意後見では事前に任意後見受任者にが、任意後見では事前に任意後見受任意といるといえます。





法定後見制度についても、実はりすシステムが法定後見人として選任された事例も多くあります。利用者の依頼により、契約能力の問題でりすシステムと直接契約できなかったご家族のために法定後見人の選任中立てを手伝い、りすシステムが成年後見人、保佐人に選任されている例が、既に18件もあるとのことです。

どのくらい掛かるのですか? Q4 後見人等に就いてもらうと、費用は

決めておいた金額です。 見人の場合は事前の契約の中であらかじめ 後見人等に支払うべき報酬額は、任意後

一方、法定後見制度の後見人等の場合は、一方、法定後見制度の後見人等の弱いますが、の手間などに応じて家庭裁判所が決定し、の背間などに応じて家庭裁判所が決定し、中間が後見人等に選任された場合、「本人」の資産によりその額は変動しますが、一般的には月額2~3万円程度の報酬が必要となるようです。

また、後見人等への報酬に加えて、任意後見制度の場合は任意後見監督人報酬もし法定後見制度の場合は後見監督人報酬もしくは後見制度の場合は任意後見監督人報酬が、の報酬金額を決定します。



Q5 後見人等はどんなことをする義務が

選任されたらまず「本人」の資産、収入、 選任されたらまず「本人」の資産、収入、 選任されたらまず「本人」の資産、収入、

必要な代理事務を行います。 況に配慮しながら、財産を適正に管理し、 その後、「本人」の心身の状態や生活状



もらうことはできますか? にお葬式や納骨、死後の片づけまでやって Q6 「本人」が死亡した後も成年後見人

ん。 務も終了するので、原則としてはできませ「本人」が死亡すると同時に後見人の任

例外的に、後見人等がやむを得ず葬儀な

できる場合があります。 法697条)として、支払いをすることがどを行う必要がある場合には、事務管理(民

その他、例えば「本人」の死亡直前の療 養費が未払いの場合にも例外的に後見人 が応急の必要があると判断した場合、後 見終了時の緊急処分義務(民法874条、 見終了時の緊急処分義務(民法870条、

また、近年の法改正で、成年後見人は、 を後事務の一部を後見人の権限として行え をだし、できることは限定されており、 にだし、できることは限定されており、 の相続財産の保存行為、弁済期が到来 した債務の弁済、火葬又は埋葬に関する契 約の締結等のみです。また葬儀に関する契 約の締結などについては、家庭裁判所の許 可を得る必要があるとされました。

このように後見人等ができる死後事務には法律的な限界がありますが、りすシステムの利用者のように元気な時に死後事務委任契約まで済ませておけば、生前に自身が任契約まで済ませておけば、生前に自身がの利用者のように後見人等ができる死後事務に

亡により死後事務の契約内容がスタートしですが、死後事務委任契約は、委任者の死後見制度は死亡により終了するのが原則

ます。

Q7 法定後見制度での監督人とは何です

か?

家庭裁判所が必要と認めるときは、後見者です(民法851条)。

門職が裁判所から選任されます。(同849条)。多くの場合、弁護士など専人等の請求により又は職権で選任されます

か? びある場合とは、どのような場合でしょうがある場合とは、どのような場合でしょう

ケースです。 最近、私が成年後見監督人に選任された

Aさんは、Bさんと同居している建物の人で、成年後見人は60歳になる息子Bさん。認知症のAさん(85歳・女性)が被後見

Aさんの収入は年金のみでトラブル要因 もなく、弁護士などの専門職が後見人とし さんが後見人として、必要な事務を担当し さんが後見人として、必要な事務を担当し 敷地である自宅の土地を所有しています。

このような状態で安定していたAさんでしたが、ある日Bさんの息子、つまりAさんの孫Cさんから、「Aさん名義の土地に身入れるため、建物と同時に建物の敷地であるAさんの土地にも、共同担保として抵あるAさんの土地にも、共同担保として抵めるとして、まで、は、まで、おいい。

たのです。

くれたはずです。 内に自宅を建てることに賛成ですし、Aさ内に自宅を建てることに賛成ですし、Aさ

わちCさんの希望に沿って土地上に建物を見人は被後見人の財産について原則として見人は被後見人の財産について原則としてといる。まないことになっています。すなところが、成年後見制度のもとでは、後ところが、成年後見制度のもとでは、後

権を設定することは明らかな経済的負担を建てれば土地の価値は下がりますし、抵当

発生させる行為だからです。

に同意するかどうかを報告させることとし でさんの希望する建物建築及び抵当権設定 護したところ、家裁は公平な第三者として 談したところ、家裁は公平な第三者として では、後見監督人が後見人に代わって、 の件についてBさんが家庭裁判所に相

後見監督人はAさんの経済状況、生活状況を調査し、CさんがAさんの土地上に建物を建て、その住宅ローンの抵当権をAされの土地に設定することが相当かどうか検がした結果、同意することが相当かどうか検となりました。

のですか?

れました。 その結果、無事、CさんはAさんとBされました。

問題が解決した後は業務終了となったといような法律手続きのためでしたので、この本件における後見監督人の役割は、右の

うことです。

成年後見人は、被後見人の財産や権利を存るため、日々の財産管理・身上監護の業務を行っていますが、時として被後見人と人を含めた親族同士にもめごとが発生し、後見人の身上監護・財産管理業務が円し、後見人の身上監護・財産管理業務が円に進まない場合、あるいは被後見人の財産が膨大な場合などには、後見監督人が選合が膨大な場合などには、後見監督人が選任されることが多くなります。

意後見制度での任意後見監督人とは別のも Q9 法定後見制度での後見監督人と、任

後見監督人という言葉を見て、「りすシステムとの任意後見契約締結の時に『任意と、ピンと来た方もいらっしゃるかもしれと、ピンと来た方もいらっしゃるかもしれ

です。後見監督人と任意後見監督人は別のもの

て、自身で後見人を指定しておくものです人が将来、判断能力が低下した場合に備え

任意後見がスタートします。 大」・任意後見人・任意後見監督人の三者 がそろったところで、契約に定めた内容の がそろったところで、契約に定めた内容の がそろったところで、契約に定めた内容の がそろったところで、契約に定めた内容の

任意後見監督人の職務は、任意後見人の任事を間接的に告を受けて、任意後見人の仕事を間接的に力です。家庭裁判所も任意後見監督人の報外です。家庭裁判所も任意後見監督人の報

職を任意後見監督人として選任します。 判断したときにのみ監督人が選任されるの 判断したときにのみ監督人が選任されるの 当のが低下して契約の効力を発生させると が選任されるの 法定後見制度では、「本人」の判

制度についても、年に1度、後見人等から家庭裁判所への財産及び収支状況の報告をの場合には、任意後見人から任意後見監度の場合には、任意後見人から任意後見監督人への報告の頻度を事前の契約で自由に定めることができるので、りすシステムの任意後見契約では、より厳しく3ケ月に1任意後見契約では、より厳しく3ケ月に1

さらに法定後見制度では、多くの案件を1度に監督する家庭裁判所による直接のチェックですが、任意後見制度では、特定の案件だけのために選任された任意後見監督人が、3ケ月に1度という頻度で事細かに財産及び収支状況をチェックし、さらに任財産及び収支状況をチェックし、さらに任財産及び収支状況をチェックし、さらに任力が、6人が、3ケ月に1度という頻度で事細かに力が、6人が、3ケ月に1度という頻度でよる直接のチェックを受けるのですから、監督としては、任意後見制度の方がおのずと厳ししては、任意後見制度では、多くの案件を

近年、成年後見人の横領事件など、制度に不信感を抱かせるニュースも耳にしますが、任意後見制度では、そのような不正が起こりにくい仕組みを事前の契約であらかじめ設定することにより、「本人」の財産じめ設定することとなるのです。



いつ、判断能力低下による後見状態とないのキャンバスに描いたとおりのQOL(生のキャンバスに描いたとおりのQOL(生のうために、制度を上手に使っていただきらうために、制度を上手に使っていただきないと思います。

なんでも談話室だより

りすシステム 生前契約スーパーバイザー

3月19日 (月) 東日本支部

切」とある。 と聞こえてきた。他にも、 焦がすようになった」と続く。どこからか 度認知症チェック「実践編」の料理に関す ゃう。やっぱり大変なのよ」とのこと。軽 注意。面倒だからちょっと多めに仕込んじ 9名のお顔がそろい、ほとんどの方が頷く。 わね」「野菜の煮物」とのお答え。11時に か?」の問いかけに、「ほとんど作らない 行といった問いがあるが、すべて「適度」「適 る問いだが、「味付けが変わった」「お鍋を ょ、切るでしょ、そして味付け。火加減に 「だって料理らしきもの、やらないもん 「まず野菜を洗うでしょ、皮をむくでし 「最近、手の込んだお料理を作ります 運動や外出、

気がつけばお昼。適度なお昼をいただく。 気なうちに入りたいよね!」「介護度によって入居できる所がいい」。介護保険料を 払っていても介護度が必要。自室で看取り が出来る施設が人気を集める。

したら?えーっと、考える時間が必要です。サバンナの象さんのように身を隠せると

りす倶楽部

セコム・ホームセキュリティのご案内

日頃から健康や防犯に気を付けていても、突然何が起こるかわかりません。 りすシステムが推奨する「セコム・ホームセキュリティ」は、24 時間 365 日 休みなく、あなたの「もしもの時」に対処します。救急通報、センサーによる 安否見守りサービス・防犯・火災・非常通報等に対応し、電話の応答がない場 合はセコム株式会社の緊急対処員がただちに駆けつけます。異常があった場合 には 119 番と同時にりすシステムに連絡が入ります。いのちと暮らしを守る ため「セコム・ホームセキュリティ」の設置をお勧めします。



セコム説明会のご案内

【日時】 5月15日(火) 12:30~13:00

16:00 ~ 16:30

5月21日(月) 15:00~15:30

6月15日(金)12:30~13:00

16:00 ~ 16:30

6月19日(火)15:00~15:30

【会場】NPOりすシステム 北の丸グラスゲート 1F

東京都千代田区九段北 1-4-5

【最寄駅】東京メトロ半蔵門線・東西線・都営新宿線 「九段下」駅 (3.5.7 番出口) 徒歩 5 分

【日時】 5月12日(土) 10:00~11:00 6月12日(火)10:00~11:00

【会場】 りすセンター新木場 東京都江東区新木場 4-6-13

【最寄駅】東京メトロ有楽町線・JR京葉線・高速りんかい線

「新木場」駅よりバス8分

※新木場駅から送迎の用意があります

※参加希望の方はご連絡ください

【日時】5月10日(木) 13:00~14:00 【会場】NPOりすシステム中部日本支部

名古屋市中村区名駅 3-13-28 名駅セブンスタービル 1211 【最寄駅】 J R 「名古屋」駅徒歩5分

※参加希望の方はご連絡ください

【日時】6月23日(土) 14:15~15:00 【会場】NPOりすシステム西日本支部

大阪市北区東天満 1-10-14 MF 南森町 2 ビル 4 F 【最寄駅】地下鉄谷町線/堺筋線 「南森町」駅徒歩3分 JR東西線 「大阪天満」駅徒歩1分

*談話サロン終了後、セコム担当者が機器の操作方法、 契約時や月々の費用、工事について等の説明をいたします。 参加希望の方はご連絡ください。

説明会参加お申込みは下記までご連絡ください

りすシステム 〒 0120-889-443



急病時などは、ペンダン ト型の「マイドクター」 を握るだけで、救急信号 がセコムに伝わります。



室内の人の動きをセンサーで確認。 一定時間動きが確認できなければ、 異常事態が発生したと判断し、セコ ムが対応します。

坂本はるか (さかもとはるか)

アシスタント

■出身地: 島根県隠岐の島

■趣味:カラオケ ピアノ、旅行

■性格:明るい

机尼与加 土屋美幸(つちやみゆき)

■出身地:埼玉県朝霞市

■趣味:季節の植物めぐり

ヨガ、森林浴

■性格:マイペース 素直



ご自宅でお困りごとやご不安はございませんか?セコム・ホーム セキュリティで皆様の安心・安全な暮らしのサポートをいたしま す。使い方はとっても簡単!お気軽にご相談ください。

セコム・メディカルクラス

セコムでは契約された方への生活安心サービス として「**セコム・メディカルクラブ**」を設けて います。24 時間 365 日豊富な経験を持つ看護 師が対応する電話健康相談サービスや、医療機 関情報の検索サービスなど、健康に役立つ情報 を契約者の方々に提供しています。わざわざ病 院に行くほどではないけれど、健康上のちょっ とした不安があるときなどこのサービスをご利 用ください!

東

뭈

お 知 せ

事前に連絡の上、ご参加くださいどの支部の行事でも参加できます

東日本支部

暮らしのよろず相談会

 ∇ 時:5月20日 6 月 20 日 水 $\widehat{\exists}$ 10時~16時 10時~16時

場:北の丸グラスゲート1階

会

▽担

妙子 (消費生活アドバイザー 生前契約スーパーバイザー)

松島如戒 (不動産コンサルタント)

(NPOりすシステム代表理事)

杉山

末藤康宏 (りすネット不動産事業部

宅地建物取引士

福祉住環境コーディネーター)

> 締 切:1週間前までにお申込みください

東日本支部 法律相談

 \forall 時:5月24日 (木) 13時~15時

6 月 14 日 $\widehat{\pm}$ 13時~15時

場:北の丸グラスゲート5階

会

▽担 長谷川範子 弁護士

1週間前までにお申込みください



▽ 会

場:西日本支部事務所

切

1週間前までにお申込みください

 \forall

時:5月16日

水 水

13時~15時 13時~15時

6 月 20 日

西日本支部

りすセンター

 ∇ 時:5月12日 (火) 13時30分~ (土) 13時30分~

▽ 会 場:りすセンター新木場

6 月 12 日

▽締 切:前日までにお申込みください

※新木場駅から送迎の用意があります

※Ai(死亡時画像診断)装置の見学もできます

話サロン

 ∇ 時:5月23日 水 12 時 5 14 時 14 時

▽ 会

▽参加費:500円

お申込み下さい



西日本支部

6 月 23 日 \pm 12時~

場:西日本支部事務所

(軽食をご用意します)

切:3日前までに

> 締



大分支部

 \forall 時:5月22日(火)13時~15時

場:カラオケLAGULAGU

大分市府内町3‐7‐7

大分支部 功徳院界隈 散策

▽参加費:700円 (飲食代)

切:6月2日(水)



各支部 例 会

※お申込みの方に詳細を連絡します

北海道支部 例

ホテルでランチをご一緒いたしましょう

〇 日 時:5月7日(月)

合:ニューオータニ イン札幌ロビー

▽参加費:3500円 ▽締切:5月1日(火) ※りすシステム代表杉山も参加します

中部日本支部 例 会

津島神社参拝と天王川公園で藤の花見

 ∇ 時:5月9日(水

▽参加費:2000円

▽締切:5月7日(月)

うたごえサロン

▽参加費:600円 ▽締切:5月2日(日)

時:6月22日(金)

 ∇

▽ 集 合:JR大分駅10時30分集合



りす。倶楽部



□ 程 12月9日(日)~15日(土)

燃 費 35 万円 (予定)

恒例のニュージーランド撒骨の 旅。本年も、谷田貝光克先生(東 京大学名誉教授、香りの図書館 館長)、谷本丈夫先生(宇都宮 大学名誉教授、牧野植物同好会 会長)にご案内いただきます。



9日	東京(成田)18:30 発	第一ターミナル 16:30 集合 オークランドへ
10 日	オークランド ~ クライストチャーチ泊	リトルトン港で撒骨 ローズガーデン見学
11日	クライストチャーチ ~ マウントクック:ハーミテ ージ泊	テカポ湖散策
12日	マウントクック:ハーミテ ージ泊	マウントクック国立公園 観光
13 日	マウントクック ~ 北島のいずれか泊	北島:オークランドへ移動
14日	北島のいずれか ~ オークランド泊	観光
15 日	オークランド 〜 東京(成田)16:55 着	通関後解散

※スケジュールは変更になる場合があります

しいたけのコマ打ちと 香りの教室 in 吉四六村 5月8日(火)

千葉県富津市の吉四六村で、しいたけのコマ打ち、 エッセンシャルオイル抽出体験、バーベキューを楽し みましょう。松島如戒村長お手製の天ぷらも、お召し 上がりいただけます!





谷田貝先生

谷本先生





講 師:谷田貝光克 先生

(香りの図書館館長、東京大学名誉教授)

講 師:谷本丈夫 先生

(牧野植物同好会会長、宇都宮大学名誉教授)

集 合:8時50分 北の丸グラスゲート1階

貸し切りバスで9時出発、17時解散予定

参加費:5,000円(交通費・昼食代含む)

定員:25名程度 ※定員になり次第、締め切り

第106回日本水彩展鑑賞会6月8日(金)

りす倶楽部の表紙画でおなじみ、弁護士・日本水彩画会会員の福井大海先生にご案内いただく 恒例の『日本水彩展 鑑賞会』を開催します。鑑賞会後、福井先生を交えての食事会を行います。

会 場:東京都美術館(上野)

美術館正門前 10 時集合

食事会会場:上野精養軒

会費:3,000円(入場料・昼食代)

※定員になり次第、締め切りいたします







地方巡回展鑑賞会&お茶会

13:00 開始 (予定)

仙台展 7月 1日(日) 会場:仙台メディアテーク

神戸展 7月16日(月・祝)会場:兵庫県立美術館王子分館原田の森ギャラリー

広島展 8月12日(日) 会場:福屋八丁堀本店 松山展 9月 9日(日) 会場:愛媛県美術館

熊本展 10 月 7 日 (日) 会場:熊本県立美術館 本館



北海道支部

▼ケアハウスへの入居申込み時 (66歳・男性)。施設の担当者から (66歳・男性)。施設の担当者から りすシステムを紹介され、札幌に ある北海道支部の説明会に参加 し、さっそく契約手続きを進める し、さっそく契約手続きを進める し、さっそく契約手続きを進める し、さっそく契約手続きを進める

順番待ちのため、ケアハウス入に契約手続きを進めて公正証書作に契約手続きを進めて公正証書作成を完了、その後、入所の順番が成を完了、その後、入所の順番が成を完了、その後、入所の順番があったので、その間

い規約です」と言われ、不動産会急連絡先は個人でなければならない、保証会社から「緊緊急連絡先にりすシステムを指緊急連絡先にりすシステムを指案の連帯保証人を保証会社に依頼

▼不動産会社のすすめで、賃貸住

社を紹介してくれました。ても安心なはず」と、別の保証会ムのような法人が契約内容から見担当者は「個人より、りすシステ担当者は「個人より、のすシステ担当者は「個人より、のするないのは、ののでは、ののでは、

た。 指定、先日引っ越しを済ませましし、緊急連絡先にりすシステムをし、緊急連絡先にりすシステムを

北日本支部

▼自身での財産管理が困難になり、6年前からりすシステムが任意後見人となって、家庭裁判所と任意後見監督人の監督のもとでサポートをつづけてきたⅠさん(85歳・男性)が、10月初旬に体調を歳・男性)が、10月初旬に体調を崩し緊急搬送されました。

儀なくされ、ようやく10月下旬に 「腎臓の治療が必要かと思って精 密検査をしたが治療することはな のでは期の病院では治療がない」

そこからわずか2週間の間

に

保証、支払等を行いました。した。りすシステムは任意後見人として、Iさん本人に代わり、入として、Iさん本人に代わり、入

その間、これまでIさんが居住していた有料老人ホームでは、I さんが退院したとしても看取りを 前提とした介護は提供できないと のことでしたので、りすシステム が任意後見人として退去手続きを が任意後見人として退去手続きを がい、病院への入院費支払との二

長期療養型工病院に転院して5を以上に回復し、退院できることた以上に回復し、退院できることをか、りすシステムは任意後見人とが、りすシステムは任意後見人とが、りすシステムは任意後見していたして本人を代理する権限を有してもして本人を代理する権限を使って対いますので、介護保険を使って対いますので、介護保険を使って対

ができました。 話になるという道筋をつけること

Iさんのように、心身の状況が悪化して、何も判断することができない状況になったとしても、りきない状況になったとしても、りきない状況になったとしても、りまない状況になったとしても、りずシステムが任意後見人になってがれば、財産状況・収支状況を把いれば、財産状況・収支状況を把いれば、財産状況・収支状況を把いれば、財産状況・収支状況を担けるように、心身の状況がある。



東日本支部

▼「Tさん(92歳・男性)と、奥さん(90歳)の保証人をお願いしたい。ついては生前契約の出張説明をして欲しい」。 Tさん夫妻が入居している施設から依頼があったのは、1年半ほど前のことでした。保証人の甥御さんは遠方に住んでおり、非常時にすぐ来られないため、りすに保証人になってもいため、りすに保証人になってもらいたいとの希望でした。

ある奥さん、甥御さん夫妻、施設当日はTさん、認知症の症状の

ショートステイ先を見つけ、お世

内での生活ができるよう、まずは案して、どうにか年金収入の範囲せを重ね、Iさんの財産状況を勘は頼し、病院側の相談員とも打合

書契約を結びました。 契約することになりました。後日、 公証人に出張してもらい、 さんともに、りすが身元引受保証 人となれる「総合保証パック」を スタッフで話し合い、Tさん、 公正証 奥

りすシステムの契約と同時に病院 ました。その後娘さんとも契約し、 さんの今後についても相談があり 院中の娘さん(62歳)がいて、娘 入居することになりました。 を退院して、両親とは別の施設に Tさん夫妻には、障害があり入

スタッフで処分しました。 庭も荒れていました。心配したご 庭木の伐採等を行いました。屋内 近所の方が業者を紹介してくれ の自宅は空き家のまま放置され、 たままで、りすと整理業者8名の には荷物や廃棄物が大量に残され 以前一家が住んでいた築40年超

ました。現在、定期的に訪問して テムを入れ、火災保険の契約をし ず、安全のためセコムの警備シス したくはないとの希望で売却はせ い出のいっぱい詰まった家を手放 もう住むことはないものの、

> まま現状維持できています。 理解もあり、 などをしています。近隣の方のご 屋内を点検し、庭の草木の手入れ 今のところ空き家の

きが始まりました。自宅以外にも 続中です。 りすネット不動産事業部で売却手 長期間放置され、獣害や老朽化等 Tさん名義の別荘が空き家のまま の問題が生じていました。現在、 後、 りすシステムとの契約から半年 Tさんが亡くなり、相続手続

とも多くなっています。 売却しようとなった時には老朽化 管理についての対策が必要です。 すのはつらいことですが、手放さ が進み、買い手が見つからないこ ないのであれば、その後の維持 思い出のある自宅や別荘を手放

料で相談をお受けします(本誌8 早めの対応が必要です。りすシス 催しており、 テムでは毎月20日、東日本支部 ない不動産を所有している方は、 で「暮らしのよろず相談会」を開 問題になっています。利用してい 現在、 全国的に空き家の対応が 専門のスタッフが無

思

ください。 ページ参照)。それ以外の支部で まずはアドバイザーにご相談



中部日本支部

悪化して食欲もなく、大好きなみ 中ですが、家に帰りたいと言って とのことで現在はショートスティ います」との連絡が入りました。 ネージャーから「Yさんの体調が Yさん(9歳・女性)のケアマ し、今のところ治療の必要はない かんも食べません。診療所で受診 1人暮らしのYさんはりすシス

ベッドで過ごすことが多く、認知 り、 宅を訪問していますが、 問するケアプランが組まれていま 供している事業所と契約してお テムとの契約前に「看護小規模多 を利用中で、誰かが毎日自宅を訪 ス)」や「訪問(訪問介護・看護)」 機能型居宅介護※」サービスを提 そこで「通い(デイサービ りす担当者も定期的にYさん 最近は

> 症の疑いもあり、1人暮らしが困 難になってきていました。

う、 ポートを続けています。 理なく施設の生活に馴染めるよ たりの暮らしですが、Yさんが無 有料老人ホームと契約しました。 の事業所に隣接している、介護付 や「泊まり(ショートステイ)」 宅は手放さず、利用中の「通い」 アマネ、りすで検討した結果、 せん。診療所の医師、看護師、 Yさんに、いきなり見知らぬ施設 への入居を進めるわけにもいきま 現在は自宅と施設を行ったり来 「家が一番です」とおっしゃる 後見の申立ても視野に入れサ 自 ケ

※看護小規模多機能型居宅介護

護)」も組み合わせることで、 に加えて、看護師などによる「訪問(看 や利用者の自宅への を中心として、短期間の「泊まり」 者の選択に応じて、施設への「通い」 生活を送ることができるよう、 介護と看護の一体的なサービスの提 な環境と地域住民との交流の下で、 利用者が可能な限り自立した日常 「訪問 家庭的 (介護)」 利用

供を受けることができる制度です。

繋がると言われています。 関見知りとなり、環境の変化に敏感 関見知りとなり、環境の変化に敏感 用者とスタッフ、また利用者同士が 用をのでいて、大きな安心感に がいると言われています。

ん。要支援1・2の人は利用できませ



西日本支部

▼訪問介護を受けながら自宅で生が救急搬送され、1週間後に亡く活していたSさん(83歳・女性)

まさんが納骨を希望していたお は、りすシステムへの預託金だけ は、りすシステムへの預託金だけ は、りすシステムへの預託金だけ では不足していました。

済ませました。
をから費用を支払い、先日納骨をいたので弁護士に相談し、個人財いたので弁護士に相談し、個人財

料をお預けしました。
や回、お世話になった住職から
がしたい」との申し出があり、資
がしたい」との申し出があり、資

した。

とになりました。

連絡しました。 ▼施設で暮らしていたCさん(91) ▼施設で暮らしていたCさん(91)

しかしCさんが懇意にしていた 住職は既に代替りしており、現住 職から「Cさんのことは聞いてい ません。お墓の所在も不明です。 しかし、本人がこちらの寺への納 骨を希望しているのであれば、永 代供養することは可能です。位牌 の供養も必要なら別途費用がかか ります」との説明があり、費用も 高額になるとのことでしたが、企 画書にはお布施額の記載しかあり ませんでした。

ず、遺言も作成していなかったの

Cさんには法定相続人がおら

りの時間を要することがわかりまなっている弁護士に相談したところ、「個人財産から費用を支払うためには相続人調査から始めることになります」とのことで、かなどになります」とのことで、かなどになります。

ます。
まな墓の所在を探してもらっていきお墓の所在を探してもらっていますが、引き続

な時にはお寺に提出いたします。お寺から承諾書をもらっておくこお寺から承諾書をもらっておくこっためにも、納骨先として指定した



中国支部

▼りす倶楽部3月号(第259号)

しが怖くなってきたので施設に入「自宅マンションでの一人暮ら

と、2泊3日の体験入居をするこの高いケアハウスがいいだろうまだお元気なMさんには、自由度していたMさん。要支援1でまだりたい」との依頼で、転居先を探

ところがこの体験入居中にMさんが体調を崩し、帰宅予定日に血んが体調を崩し、帰宅予定日に血の延長をしたほうがよいのでは」との連絡が入りました。Mさんにとの連絡が入りました。Mさんに居したい」とのことだったので、居したい」とのことだったので、りすネット不動産事業で売却で、りすネット不動産事業で売却で、りずネット不動産事業で売りで、りずれ、

Mさんが入居したケアハウスには、以前りすシステムの利用者がは、以前りすシステムの利用者がんもりすのことを知っており、入居手続きなどがスムーズに進みま居手続きなどがスムーズに進みまけた。スタッフによると、現在、Mさんの体調は安定しており、施設の行事にも積極的に参加しています。

りす個楽部

九州支部

ションで暮らしていたKさん (79 を待っていました。 歳・女性)は、お気に入りのケア したまま、食事付き高齢者マン ハウスへ入居申込みをして、順番 ▼りすシステムとの契約当初、 ンションや一戸建の不動産を所有 マ

立から要介護2となりました。 数回繰り返したことが原因で、 後6年が経過した頃、圧迫骨折を 楽しく暮らしていましたが、入居 で利便性が良く自由な環境のもと 人居出来たKさんは、市内中心部 待つこと約3年のケアハウスに 自 じることもあります。

見学しました。 し合って、市内の介護付有料老人 スは、 施設スタッフ、りすシステムで話 設に転居することになり、Kさん、 指定を受けていないので、 ホームを数か所ピックアップし、 Kさんが入居しているケアハウ 特定施設入居者生活介護の 他の施

せんでしたが、施設の全体的な雰 Kさんの資産状況から問題ありま 入居一時金や毎月の利用料は、

> 囲気がKさんに合わず、さらに他 を探すことになりました

なり、 となり得るか否か、慎重に検討し を骨折し約2ケ月の入院が必要と に状態が変化し、転居の必要が生 出来ていても、時間の経過ととも ていきますが、施設入居時は自立 し救急搬送されました。肋骨2本 施設選びの際、そこが終の棲家 1ケ月後、 現在リハビリ中です。 Kさんが自室で転倒

す。 て、 ていけるようサポートを続けま りすシステムは契約家族とし 今後もKさんが快適に暮らし

大分支部

するにあたり、りすシステムに立 紙が届いた。兄弟とは縁を切って の住所を知らないはずの弟から手 ました。 ち会ってほしい」との依頼があり いるつもりなのにおかしい。開封 ▼Tさん (7歳・男性) から「私

した手紙には、「姉Y子死亡」「相 Tさんとお会いして一緒に開封

> 続の件」とだけ書かれていました。 を知りたい旨を記した文書をTさ システムから弟さんに宛て、詳細 ないというTさんの意向で、りす やはりこの件には一切関わりたく んの委任状を添付して送付しまし

紙がりすシステム宛に届き、 の遺産は〇司法書士事務所にお願 証明書」が届きました。 いしている…」などと書かれた手 書士事務所からも「遺産分割協議 数日後、弟さんから「Y子 司法 姉

あり、 出 さんは「私は遺産がほしいのでは 相続放棄申述書を関係裁判所に提 長引かせたくない」ということで なく、兄弟に対する強い不信感が すぐにTさんに送付すると、T 受理されました。 関係を断ちたい。この件を

相談し、遺言公正証書作成の準備 の意思をはっきりと遺言で残した をしています。 い」と言われ、公証人の先生とも 今回のことでTさんは、「自分

年前に作成した遺言公正証書の見 ▼Rさん(86歳 女性) から「14

> 亡くなっていた場合の代わりの遺 類をそろえるなど準備中です。 的遺言※)ということで、 する相手の人が、自分よりも先に Rさんも安心されましたが、遺贈 公証役場での相談の場に同席しま 直しがしたい」との依頼があり、 した。特に問題はないとのことで、 贈先を指定しておきたい (=予備

※予備的遺言

亡する等)、遺言が無効になったり争 とをお勧めします するので、予備的遺言をしておくこ 書き換えでさらに費用もかかったり えをすることもできますが、認知症 状況が変わった時点で遺言の書き換 規定を遺言に盛り込んでおくこと。 あらかじめその事態を想定した補充 等で遺言する能力が失われていたり、 いになったりすることを避けるため、 る・遺贈する相手が自分より先に死 将来状況が変わった時(相続させ





お よ 4 尼 いす友 紹介コ



冴えには、

毎回感銘を受けており

りす倶楽部の松島相談役の筆の

ます。会報二五七号「新しい年の

られ、よくぞお書き下さったと思 はじめに想うこと」を拝読し、 いました。 本の現状に怒りと懸念を抱いてお 日

たく同じ思いです。 なりましたが、松島相談役とまっ ましては、今はその世代も少なく さを嫌というほど味わった者とし 世界大戦の戦火を潜り抜け、 昭和一桁生まれの私は、 悲惨

には、 世にまで付けを回し、行く先々で 争へのきな臭さを感じ、国民の後 隊を繰り入れるとは、限りなく戦 から天引きで納税している高齢者 大盤振る舞いしている事に、 今や、安倍政権下改憲し、 腹の立つ思いです。 年金 自衛

り、 先短い私でも、どうなるか目の離 退や他界で歯止めが掛らず、 せない気持ちです。 政界は戦争を知らない世代にな その上、ご意見番の重鎮は引 老い

> わすであろうと思います。 移の図表」も緩やかなカーブを表 がれている少子化による「人口推 あの戦争がなかったら、 今、 騒

はかな考えの私は思うのです。 援護しているだけで充分ではと浅 が、それを思いやり予算とやらで 米兵三万人とも言われています 日本各地に一二八の米軍基地と、 和憲法九条を手にしたとはいえ、 の若い尊い命が戦場の露と消え、 さぞ無念であった事と思います。 日本の立場としては、 第二次世界大戦では、三百万余 、戦後、 亚

第二次

あの有り様です。 ばかりです。未だに沖縄の現状は れが裏目に出る事のないよう祈る 力になると言われていますが、そ 米軍が駐在する事により、 抑止

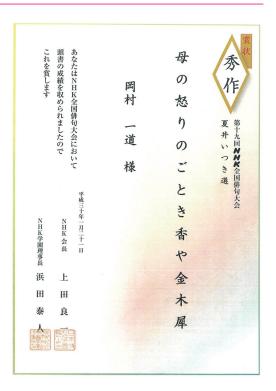
ております。 しては、健康に留意され、 お続け下さいますよう、 今後共、松島相談役におかれま お祈りし 執筆を

進藤光江様 (東京都) より

たします。

編集部の整理段階で不手際がありましたことを、

お詫びい



岡 村 道 様 (東京都) より

皆さんの暮らしの中での出来事、りすシステムを利用 しての感想など、お便り、お写真等お待ちしています

お詫びと訂正

について、一部文字起こしの際に不手際がありました。 本誌第259号(2018年3月号)の巻頭ページの記述

るので不適切ではないか」とのご指摘でした。 う部分に対し、「フレイル(Frail)という形容詞の英語があ 読者の方から、「フレイルという英語はありません」とい

発言でした。 が良くないので、「フレイル」という用語を造語した旨のご レイルティ(Frailty)」という名詞をそのまま使うのは語呂 筆者は、今後健康寿命を延ばす運動のテーマとして、「フ





地球に恩返してシャツ・ボロシャツ



カラフルでかわいいロゴ付きの〈特製 T シャツ・ポロシャツ〉です。 お買い上げ金額の一部を、りすシステムから「地球に恩返し基金」 へ寄附いたします。ご協力よろしくお願いいたします。通信販売も 承ります。ご希望の方は O120-889-443 までご連絡下さい。

T シャツ



■定 価:2,000円(税・送料込み) ■サイズ:S・M・L ■カラー:ホワイト・ピンク・イエロー・ライトグリーン・ライトブルー

ポロシャツ

■定 価:2,500円(税・送料込み) ■サイズ:S・M・L・LL・3L

■カラー:ピンク・ネイビーブルー



地球に恩返し運動について

私たちの生命を育んでくれている地球!! このやさしい地球に 少しでも恩返しをして、次世代に美しい地球を残しませんか。 皆さまのご寄附で「地球に恩返しの森」に植樹ができ、銘板に あなたのお名前が刻まれます。

※匿名希望の方は、振込用紙の「通信欄」に「匿名希望」と、ペンネーム希望の方は「ペンネーム」を明記の上、「ご依頼人欄」には必ずお名前をご記入ください。

NPO りすシステム NPO 地球に恩返しの森づくり推進機構 地球に恩返し運動本部

連絡先:TEL.03-5215-2383

地球に恩返し基金振込先

●郵便局から振り込む場合

郵便局口座番号:00140-7-743432 加入者:地球に恩返し基金 ●他行からゆうちょ銀行に振込む場合

店名:〇一九(ゼロイチキュウ) 種目:当座 口座番号:0743432 加入者:地球に恩返し基金



「地球に恩返し基金」に寄附をいただき、ありがとうございました

永堀 和代さん 安城 克子さん (大阪府松原市) (埼玉県ふじみ野市) 村上 松雄さん (東京都北区) 村上 俊子さん 泉 桂さん (千葉県柏市) 成田 喜榮吉さん (埼玉県川口市) (東京都北区) 小長谷 静枝さん (東京都板橋区) 西村 稔さん (東京都豊島区) 吉川 繁子さん (埼玉県草加市) 佐野 信子さん 堀井 翠さん (東京都豊島区) (東京都渋谷区)

清水 洋太郎さん(東京都中野区) 真鍋 昌代さん (東京都豊島区)

匿名2名 50音順

3月30日開催のお花見(ホテル椿山荘東京)で参加の皆さんから、計13,800円の寄附をいただきました。



※ 2018 年 3 月 1 日 ~ 3 月 31 日の期間、15 名の方から寄附をいただきました。

※堀井 翠さんが 1000 ポイントを達成されました。



●なんでも談話室●

◎なんでも談話室は、開催時間中ならいつでも自由に参加できます。

北海道支部 日時: 5月 6日(日) 11時~15時 会場:北海道支部事務所

日時: 6月 6 日 (水) 11 時~ 15 時 会場:北海道支部事務所

北日本支部 日時: 5月30日(水) 11時~15時 会場:北日本支部事務所

日時: 6月30日(土) 11時~15時 会場:北日本支部事務所

東日本支部 日時: 5月21日(月)11時~15時 会場:北の丸グラスゲート1階

日時: 6月19日(火) 11時~15時 会場:北の丸グラスゲート1階

中部日本支部 日時: 5月10日(木) 13時~ 15時 会場:中部日本支部事務所 1211号室

日時: 6月10日(日) 13時~ 15時 会場:中部日本支部事務所 1211号室

中国支部 日時: 5月 5日(土) 13時~ 15時 会場:中国支部事務所

日時: 6月2日(土) 13時~15時 会場:中国支部事務所

四国支部 日時: 5月25日(金) 13時~15時 会場:四国支部事務所

日時: 6月25日(月)13時~15時 会場:四国支部事務所

<u>九州支部</u> 日時: 5月29日(火)13時~15時 会場:九州支部事務所

日時: 6月29日(金) 13時~15時 会場:九州支部事務所

大分支部 ※ 5月22日(火)はうたごえサロンです。 詳しくは8ページのお知らせを参照ください

※6月22日(金)は功徳院界隈散策です。詳しくは8ページのお知らせを参照ください

● 談 話 サロン ●

西日本支部 日時:5月23日(水)、6月23日(土)詳しくは8ページのお知らせを参照ください

●生前契約説明会・ステップアップ相談会●

支部	電話番号	生前契約説明会		ステップアップ相談会	
北海道支部	011-756-4165	5日(1月休み)	13:30 ~ 15:00	随時開催	
北日本支部	022-797-2072	2日(1月休み)	13:30 ~ 15:00	随時開催	
東日本支部	0120-889-443	10日	11:00 ~ 13:00	15日	11:00~12:30
10、15 日:九段下			14:30 ~ 16:30		14:30 ~ 16:00
24 日:巣鴨	03-3511-3277	24日(3・9月休み)	13:00 ~ 15:00		
5月8日、6月4日:横浜		5月8日、6月4日	10:30~12:30		
中部日本支部	052-569-2254	25 日	13:00~15:00	随時開催	
西日本支部	06-6809-2289	7日	10:30~12:00	26 日	10:30~12:00
			14:00 ~ 15:30		14:00 ~ 15:30
中国支部	082-568-1585	28 日	10:30~12:00	随時開催	
四国支部	089-933-5670	25 日	10:00~12:00	随時開催	
九州支部	092-738-2718	24 日	13:30 ~ 15:00	随時開催	
大分支部	097-538-6263	27 日	13:30~15:00	随時開催	

例会・見学会・談話サロン・法律相談のお申込み先

00 0 1 2 0 - 8 8 9 - 4 4 3

生活支援テレホン

0120-332-206

24時間365日いつでも りすセンター 新木場

○○ 0 1 2 0 - 3 7 3 - 9 5 9 (海外からご利用の場合) +81-3-3522-5660

発 行: りす倶楽部編集部 〒102-0073 東京都千代田区九段北1-4-5-5F TEL: 03-3511-3277 FAX: 03-3511-3278

編集人:杉山 歩 E-mail liss-system@seizenkeiyaku.org URL http://www.seizenkeiyaku.org